

学校給食予定献立表有料広告掲載基準

(平成18年3月28日決裁)

1 趣旨

この基準は、鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱(平成18年告示第79号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告の位置

広告の掲載位置は、学校給食予定献立表(以下「献立表」という。)中の表欄外の余裕スペースとする。

3 広告の規格等

掲載できる広告の規格は、掲載月の学校給食実施日数等により変動するものとする。また、余裕スペースを均等に分割をするものとする。なお、広告欄の印刷は墨1色とする。

4 広告の掲載料

広告の掲載料は、1枠を5,000円とする。

5 掲載の申込み

広告の掲載をしようとする者は、予定献立月の前々月の20日までに市長に申し込まなければならない。

6 掲載者の決定

広告の掲載等の申込みを受けたときは、予定献立月の前月の5日までに掲載の可否を決定し、当該申込みをしたものに通知するものとする。なお、学校給食予定献立表が、学校を通じて児童生徒に配布され、また教室等にも掲示するものであることに鑑み、学校給食センター所長は教育委員会学校教育指導主事の意見を聴取し、教育的な配慮をもって決定するものとする。

7 版下原稿の提出

掲載を可とされた者は、版下原稿を、原則として予定献立月の前月15日までに市に提出しなければならない。なお、版下原稿がデータの場合は、出力したものを添付する。

8 広告の掲載に係る料金の納付

広告の掲載に係る料金は、原則として予定献立月の前月の15日までに納付しなければならない。

9 注意事項の明示

広告内容と市の関係を明確にするため、献立表欄外に、広告は市が推奨するものではなく、内容を保証するものでもないことを明示するものとする。

1.1 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1.2 適用

この基準は平成18年3月28日から適用する。